



はじめに

APP 持続可能性およびステークホルダー担当役員 アイダ・グリーンベリー

2012年6月、当社は持続可能性ロードマップビジョン2020に着手し、持続可能性を当社のすべての事業の核心とするという意欲的な道を歩み始めました。また、2013年2月にはサプライチェーン全体における自然林の伐採の即時停止という誓約を含む、新森林保護方針(FCP)を発表しました。

今回の第三回進捗報告書は皆様に最新の進捗状況をお伝えするものであり、2013年2月1日以前に収穫されたすべての天然林材について、パルプ工場での最終受け入れ期限を2013年8月31日とすることが記載されています。すなわち、8月31日以降は天然林材をAPPの木材置き場に納入されることはなくなります。

自然林は、インドネシアにおけるAPPのすべてのコンセッション地域で現在実施されている高保護価値(HCV)および高炭素貯蔵(HCS)アセスメントによって特定されます。

FCPの実践はいまだ初期段階にあり、当社のシステムはまだ完全なものではありません。広大な土地全体で作業するにあたって問題が持ち上がるのも、当初は避けられないでしょう。しかし、この点ははっきりさせておきますが、自然林の伐採を中止するという2月5日の当社の誓約は絶対的なものです。あらかじめ定められた例外はありません。たとえ何らかの間違いがあったとしても、当社はそこから学習し、システムを強化するためにそうしたミスを活用していくつもりです。

当社はインドネシアや関係するステークホルダーと協力・協議し、苦情への対処および調査を行っており、引き続き、The Forest Trust(TFT)と共に現地で真摯に取り組んで参ります。

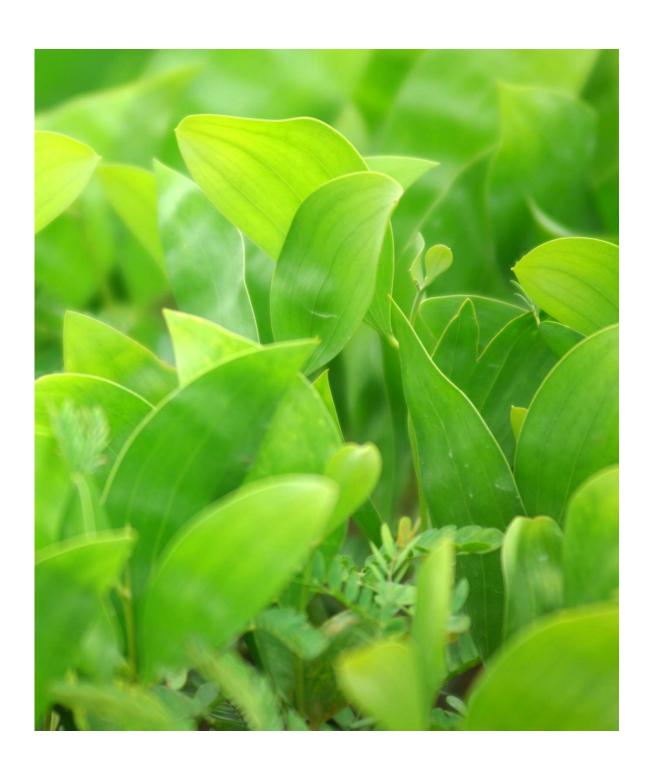
今回の進捗報告書の発表と同時に更新された当社のウェブサイト (www.asiapulppaper.com)には、持続可能性ロードマップと森林保護方針の詳細が掲載されています。またAPPは、TFTが開発したオンライン進捗監視システムのテスト版を公表しました。多くのステークホルダーの皆様の情報と透明性に関するご要望に確実に応えるために、このテスト版は今後数ヶ月間、広範囲にわたる話し合いの対象となります。

皆様のご意見をお聞かせいただけたら幸いです。

sustainability@app.co.id

SRV2020









主要点

【APPは森林保護方針の実施に関する 重要な進捗状況を報告】

森林保護方針の実施以前に収穫された天然林材の 最終納入期限として、 2013年8月31日が定められました。



天然林材の最終納入期限

2013年2月1日に実施された森林保護方針と自然林の伐採中止について、ステークホル ダーの皆様から多くの反響をいただきました。NGOの皆様の多くは、2月1日以前に収穫され た天然林材をAPPの工場に納入するにあたって、絶対的な期限を定める必要があることを強 調していました。

SRV2020

こうしたご意見を受け、APPは最終的な受け入れ期限を2013年8月31日と定めました。この 日以降、いかなる天然林材もAPPの木材置き場に納入できなくなります。

自然林は、インドネシアにおけるAPPのすべての土地コンセッションで現在実施されている高 保護価値(HCV)および高炭素貯蔵(HCS)アセスメントによって特定されます。このアセスメン トは来年前半に完了する予定であり、APPの原料供給会社のコンセッションのどこに自然林が 含まれているかを特定し、そうした自然林のすべてを保護していくために、The Forest Trust (TFT)と独立した高保護価値(HCV)評定者によって実施されているところです。

独立した監視(IO)プログラムの一環として、このプロセスのモニタリングに参加していただける NGOの皆様を、APPは歓迎いたします。





_第2_章

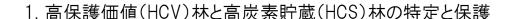
主要点

【森林保護順守方針の進捗状況】

森林保護方針には、4つの項目があります:

- 1. 高保護価値(HCV)林と高炭素貯蔵(HCS)林の特定と保護
- 2. 泥炭地管理の最善慣行
- 3. 社会および地域コミュニティとの関わり
- 4. 第三者供給会社による誓約の確認





「APPとその原料供給会社は、独立したHCVおよびHCS評価で特定された、森林に覆われていない地域においてのみ植林開発を行います」

【 1.1. 森林伐採ゼロ方針 】

APP

- APPの森林伐採ゼロ方針の着手に伴い、APPの原料供給会社は2013年2月1日より自然 林の伐採中止を実施しました。この伐採中止はHCVおよびHCSアセスメントが実施されて いる間行われ、こうしたアセスメントで特定された自然林はすべて保護されます。伐採中 止は引き続き実施されます。
- FCPに関するステークホルダーとの開かれた対話と、効果的な問題解決を目指した苦情処理手順が実施されています。この手順は、地域コミュニティやNGOによってこれまでに提起された6件で円滑に対処されています。そのうちの4件はすでに総合調査が完了しており、1件は長期的な調査が必要な案件です。現在は6件目の案件の調査を行っているところです。
- APPはスコアカード・システムを使い、木材原料の供給会社が原料の責任ある調達・加工 方針と森林保護方針を順守しているかどうか、引き続き査定を行います。ある案件では、 APPの森林保護方針に反する操業を行っていた2次サプライヤーとの契約を破棄するとい う処置を取りました。

【 1.2 HCVおよびHCSアセスメント】

- HCVアセスメントは、現在、APPのインドネシアの原料供給会社38社を対象に行われています。
- APPはアジア・パシフィック・コンサルティング・ソリューションズ(APCS)とエコロジカ・コンサルタントにHCVアセスメントの実施を委嘱しました。現在、APCSは11ヶ所のコンセッションでHCVアセスメントを行っており、2013年9月の完了を予定しています。エコロジカは27ヶ所のコンセッションでHCVアセスメントを行っており、2014年第2四半期を目途に終了する予定です。
- HCSアセスメントはTFTによって実施されています。TFTとAPPの技術チームは、HCS調査の一環として森林被覆に関する最新衛星データの分析を行っています。このデータは2013年3月から4月にかけてすべての処理が終わり、現在、チームは現地の森林形態と衛星データの整合性を取るために現場検証を行っているところです。コンセッション18ヶ所を対象とした第一回目のHCSアセスメントは、2013年第4四半期に終了する予定です。残りの20ヶ所については、2014年前半の終了を見込んでいます。
- HCVアセスメントの結果の概要については、2014年第1四半期末に発表する計画です。



図1. APPの原料供給会社11社を対象とした、APCSによるHCVアセスメントのスケジュール

	2013	3年							
スケジュール	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全HCVアセスメント									
プロセスの構築と開発	1								
国・州・地域レベルの	•								
意見公募									
環境および社会的側面に関す		•	•	•	•	•			
るデータ収集と現場検証									
データの分析と							•		
HCV報告書の作成									
ステークホルダーとの協議									
(アセスメント後)									
専門家パネルによる								•	
HCV報告書の査読									
HCV最終報告書をAPPが受領									

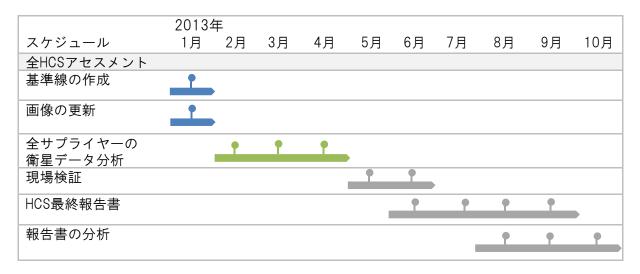
図2. APPの原料供給会社27社を対象とした、エコロジカによるHCVアセスメントのスケジュール

	201	3年								201	4年
スケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	第1	第2
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	四半期	四半期
全HCVアセスメント											
事前アセスメント	1										
		<u> </u>									
プロセスの構築と開発											
国・州・地域レベルの	1	<u> </u>	•								
意見公募											
環境および社会的側面に関		•	•	P	P	P	P	P	P		
するデータ収集と現場検証											
データの分析と		•	•			•	•	•			
HCV報告書の作成			Α	•				В			
ステークホルダーとの協議											
ヘア・ファルメーとの協議 (アセスメント後)			Ā						_B		
専門家パネルによる											
				Ā	•					В	
HCV報告書の査読											
HCV最終報告書をAPPが受領											B
						_					



図3.

HCSアセスメントのスケジュール(コンセッション18ヶ所について)



SRV2020

【1.3 透明性】

- 2013年2月から3月にかけて実施された一連のフォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)において、新森林保護方針がインドネシアの地域のステークホルダー・グループと共有されました。
- FGDと説明会の目的は、新FCPの内容を説明してFCP実施手順の草案に関する意見を募り、実施および監視プロセスへの積極的な参加をインドネシアの市民団体の皆様に呼び掛けることでした。
- こうした討議で得られた意見は、APPのFCP実施手順の改善に活用されました。



図4.

フォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)の実施

• 2013年2月から3月にかけて5つの州で、FCP説明会が5回、FGDが2回開催されました。 説明会には、市民団体や学術団体から50人を超える参加者が出席しました。

SRV2020



- またAPPは、FCPの実施にあたり最新の技術情報を入手することができる、オンライン 監視ダッシュボードのテスト版を公表しました。このダッシュボードはTFTがSURE技術 を使って開発したものであり、これによってステークホルダーの皆様は、現場における 現在の進捗状況の精査や、伐採中止境界線の地図やHCV/HCSの進捗状況、苦情処理や 検証報告書、FCP手順の確認ができるようになります。APPはこのダッシュボードの形 式や内容についてステークホルダーの皆様と相談し、年内には最終版を立ち上げる予定 です。
- 受け取った苦情を検証した結果、APPはFCPを実施する段階で今後起こり得る問題の特 定・報告・対処を行うリスク・アセスメント・プロジェクト・チームを導入することに しました。このチームは、すべての結果をAPPのフォーカス・グループ・ディスカッ ションの参加者と共有することになります。今後、現場検証とステークホルダーとの協 議に従って、APPグループの影響を受けるすべての問題に適切に対処することを確約い たします。



苦情処理手順を通じて提起された問題に関するケーススタディ:

• 西カリマンタンのAPPの原料供給会社2社による、森林伐採中止方針違反の疑いにつ いての報告

SRV2020

問題:

西カリマンタンの地域NGO連合であるカリマンタン森林監視ボランティアズ(RPHK)は、 APPの原料供給会社2社(ATP社とDTK社)がFCPの森林伐採中止方針に反して、まだ現地で森 林伐採を行っていると訴えました。

苦情処理手順に沿って、TFTによる現場検証調査が実施され、現地の状況が確認されました。 調査結果:

検証調査によっていくつかの複雑な問題が明らかになりました。森林伐採は行われていまし たが、APPやその原料供給会社2社によるものではありませんでした。森林伐採を実施してい たのは、APPの原料供給のコンセッションと重複するコンセッションを保有する企業でした。

改善策:

APPは原料供給会社各社と国および地方政府に対して、この問題を提起しました。 TFTとAPPは現在、地域NGOや鉱業および油ヤシのコンセッション保有企業、地元当局を巻き 込むべく、働きかけを行っています。これにより、事後の検証プロセスが行われることにな るでしょう。さらにTFTとAPPは、関連する政府当局との交渉に向けて戦略を定め、APPのサ プライチェーンと重複する可能性のあるライセンスや他の土地利用のすべてについて地図を 作成しているところです。

• リアウ州のAPPの原料供給会社による森林伐採中止方針への違反の疑いについての 報告

問題:

リアウのNGO連合であるEyes on the Forestは、リアウ州のAPPの原料供給会社であるRIA社が 伐採中止方針に反して、2月1日以降も森林を伐採していると訴えました。

措置:

苦情処理手順に従って、TFT、APP、地域NGOによる現場検証調査が行われました。5月29日 には、上空からの査察調査が実施されました。

調査結果:

初期調査の結果により、自然林の伐採が行われていたのは、地域コミュニティの生活手段を 確保するために2011年に譲渡された土地であることが明らかになりました。こうした土地の 譲渡はコンセッション保有者に義務付けられたものです。当社はこの土地を確認した上で、4 月中旬に行われた独立監視プログラムの上空調査に参加したNGOの皆様に事情を説明しまし た。

改善策:

現在、詳細な調査が行われているところであり、調査完了しだい結果が公表されることに なっています。APPは、FCPを実施する段階で今後起こり得る問題の特定・報告・対処を行う ため、リスク・アセスメント・プロジェクト・チームを立ち上げました。このチームは、 APPのフォーカス・グループ・ディスカッションの参加者とすべての結果を共有します。当 社は、現場検証とステークホルダーとの協議を経て、APPグループの影響を受けるこうした すべての問題に適切に対処することを確約しています。



【1.4. 天然林材のモニタリング】

- NGOから寄せられた要求事項のひとつに、2月1日以前に収穫された天然林材の受け入れ期 限を定めるというものがあります。APPはこれを受け、天然林材の受け入れの最終期限を 2013年8月31日と定めました。
- 方針の順守を確実なものにするために、APPとTFTはStock Opname (SO) という在庫管理お よび木材追跡のシステムを開発しました。このシステムにより、コンセッションから工場 に至る2月1日以前に収穫された天然林材の移動状況を追跡できるようになります。また独 立監視プログラムの一環として、NGOの皆様による監視プロセスへの参加を歓迎していま
- サプライチェーン内にある伐採中止期間以前に収穫された天然林材のすべての在庫につい て、APPは目録と地図を作成しました。
- 今後数ヶ月間、天然林材の在庫はリアウにあるAPPのインダ・キアット・ペラワン(IKP) 工場に移送されています。APPの他のパルプ工場であるロンター・パピルス工場は、今後天 然林材を受け入れていません。
- 2013年5月19日現在、天然林材在庫の約27%がリアウ州のIKP工場に納入されています。





図5. 天然林材のモニタリング

No.	会社	在庫量(SO)	工場納入済				
		(M ³)	(M ³)	比率			
リアウ州							
1	RIA	54,768	3,461	6%			
2	MSK	171,791	98,503	57%			
3	BDL	13,422	8,689	65%			
4	SPA	82,073	2,842	3%			
5	BKM	12,990	12,083	93%			
6	SGP	260,643	60,526	23%			
7	RUJ	9,451	8,776	93%			
リアウ州合計		605,138	194,881	32%			
ジャンビ州&	南スマトラ州						
8	TPJ	135,003	81,720	61%			
9	BPP II	37,843	9,581	25%			
10	TMA	14,258	0	0%			
ジャンビ州&	南スマトラ州合計	187,104	91,301	49%			
							
西カリマンタン	אין						
11	DTK	120,638	27,606	23%			
12	KSP	1,472	0	0%			
13	ATP	670,030	107,139	16%			
西カリマンタン	州合計 	792,139	134,745	17%			
木材チップ供	 給会社						
14	AAU	62,106	34,586	56%			
15	KWL	68,930	10,967	16%			
木材チップ	供給会社合計 	131,036	45,552	35%			
総	 計	1,715,417	466,480	27%			



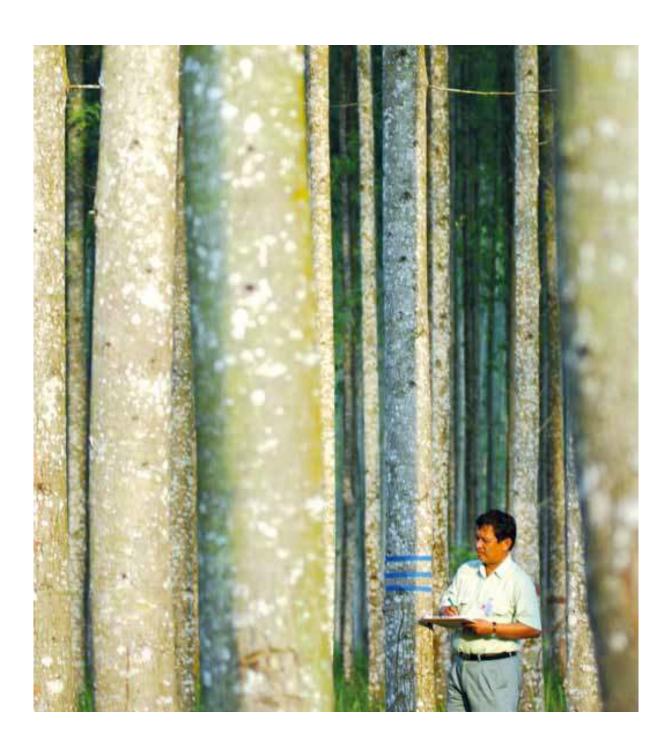
【1.5. 第三者による監視】

● 原料供給会社の方針順守と第三者立会人による監視を支援するため、APPとTFTは下記に 関する詳細な手順案を作成しました:

SRV2020

- 自然林の伐採中止
- FCPの実施の監視
- 苦情処理手順
- 新規の地域開発
- この手順は"生きた"文書となるように作られており、すべてのステークホルダーとの討 議によって絶えず更新されることになります。すでに、FCP報告会、フォーカス・グルー プ・ディスカッション、直接の討議を通じ、国内および海外の市民団体グループからこの 手順に関する意見を募っています。
- FCPの実施のモニタリング・プログラムに参加するよう、独立した立会人(IO)に要請し ています。3月27日にジャカルタで開催された最後のフォーカス・グループ・ディスカッ ションでは、地元NGOの14名と学者3名から成るIO 17名が独立した立会人として参加する ことが確認されました。
- 独立した立会人によるモニタリング・プログラムは、4月のコンセッションの境界線上の 上空視察と5月の現地調査により開始されました。モニタリング活動では、伐採中止の境 界線が完全な状態にあるか調査したり、工場に納入される前の重要管理地点を通過する、 記録された天然林材のフローの調査などが行われます。
- APPは苦情処理手順の適切な実施を保証するために、チームを結成しました。この手順は 有効に作用しており、南スマトラ、リアウ、カリマンタンを拠点とする地域コミュニティ とNGOから寄せられた6件の苦情を処理しました。







2. 泥炭地管理の最善慣行

「APPはインドネシア政府の低排出開発目標と温室効果ガスの排出削減目標を支持しています。この目標は、HCVおよびHCS林保全の誓約の一環として、森林に覆われた泥炭地を確実に保護し、泥炭地内での温室効果ガスの排出を削減・回避するため、最善慣行による管理を行うことで実現されます」

- APPのHCVおよびHCSの監査機関であるアジア・パシフィック・コンサルティング・ソリューションズ(APCS)とエコロジカは、HCV管理計画と泥炭地管理計画の双方について勧告を行います。この二つの計画は共にAPPの持続可能な森林管理計画(SFMP)の一部となるものです。泥炭地管理計画は、泥炭地内でのCO2の排出を削減・回避する最善の方法を示すものです。
- APPは、泥炭土壌学や水文学分野の外部の専門家を含む独自の泥炭地管理チームを立ち上げます。
- 森林に覆われていない泥炭地についても、独立したHCVアセスメントが完了するまでは、 原料供給会社の未開発のコンセッション内で、新たな運河やインフラの整備が行われることはありません。







3. 社会および地域コミュニティとの関わり

「APPはサプライチェーンでの社会紛争の回避・解決に向け、数々の社会政策および 手順について、幅広いステークホルダーの皆様や市民団体の意見に積極的に耳を 傾け、これを取り入れていきます」

【3.1. 方針と手順】

- APPは社会紛争に対処する多くの手続きや手順を作成しました。これは'生きた'文書であり、現場で実践していくなかで学習したことを反映し、定期的に更新されていきます。その中には以下の項目が含まれています:
 - 責任ある紛争解決手順
 - 共同紛争管理アプローチ
 - 十分に情報を与えられた上での自由意思に基づく事前の合意(FPIC)
 - 実施の手順
 - APPの苦情処理手順
- APPとTFTはこうした社会的手順について、本報告書で先に詳述したフォーカス・グループ・ディスカッションを通じて詳細な意見を募りました。関連するご意見、とりわけAPPの紛争解決プロセスとFPICの実施に関するものは、手順に織り込み済みです。

【3.2.トレーニング】

- APPの原料供給会社の従業員を対象としたFPICと社会紛争マッピングのトレーニングが、 南スマトラ、ジャンビ、リアウ、西カリマンタン、東カリマンタンの各州で終了しました。
- TFTは、APP本社の上級管理職チームを対象とした、紛争解決トレーニング用教材を作成しました。



【3.3.実践】

● 社会紛争マッピング・トレーニングのフォローアップとして、APPの作業チームは、ジャンビ、 リアウ、東西カリマンタンで紛争マッピングを作成しました。APPとTFTは現在、この紛争マッ ピングの結果を精査しているところであり、この結果はトレーニングの調整に活かされること になります。

SRV2020

- FPICの実施手順は、ジャンビ、リアウ、南スマトラの各州での試験的プロジェクトを通じてテ ストされている最中です。他の地域でのFPICの試験的プロジェクトも検討されています。
- APPは新たな社会的手順・手続きを使って、ジャンビ、リアウ、南スマトラで現在進行中の 数多くの紛争の解決にあたっています。APPとTFTは引き続き、すべてのステークホル ダーの皆様による紛争解決プロセスへの参加を求め、各案件を今後の学習と能力開発の 機会として活用して参ります。

4. 第三者サプライヤー

「APPは世界中から木材原料を調達していますが、責任ある森林管理に従った調達 を確立する手段を開発しようとしています」

- 2013年3月、APPは世界中のサプライヤーに対し、FCPの順守しなければならない旨を通 知しました。
- APPは、FCPの通知を受け取った世界中のすべてのサプライヤーを調査し、供給されるす べての木材原料が責任ある森林管理に従ったものであることを示すために、プログラムの 作成と視察予定を確認しているところです。

【APP中国】

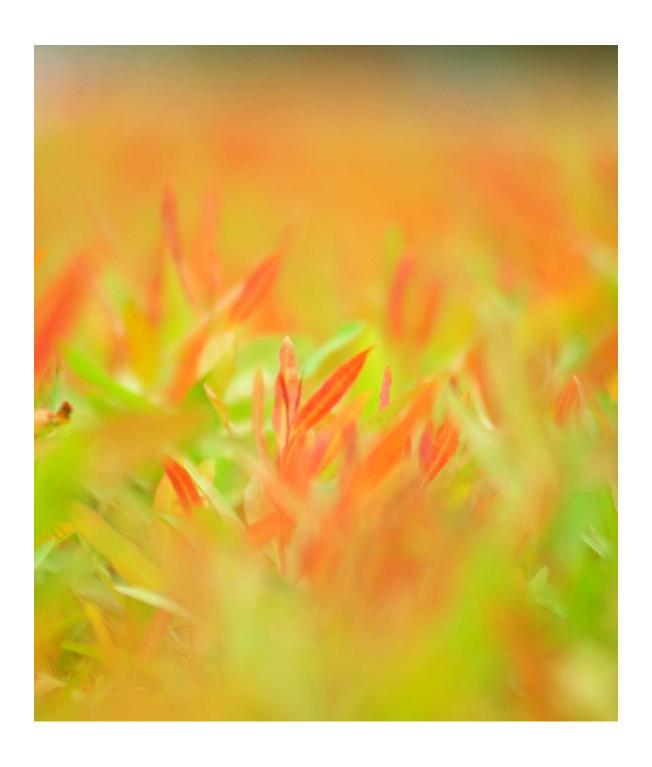
SRV2020

APPは、中国での新森林保護方針の推進に今後も取り組んで行きます。APP中国林 業部(ACF)の事業を対象としたスコーピング¹視察に基づき、TFTはFCPを推進する 社内行動計画を作成しました。現在ACFはこの行動計画をレビューし、最終案をまと めています。APPはまもなく、行動計画の最終版に記載された目標についての報告を 開始します。

- 海南省にあるAPP中国林業部(ACF)の事業所は、TFTが作成したスコアカード・パフォー マンス・システムの試行を受ける初めて事業所です。このスコア・カード・パフォーマンス・シ ステムは、国際的な加工・流通過程管理の最善慣行に照らした原料供給会社のパ フォーマンス評価を可能にするものであり、現在、インドネシアのAPPのサプライチェーンで 使用されています。
- ▶ TFTとAPP中国林業部は中国のNGOと会談し、海南省での植林開発に関する懸念事項に ついて討議しました。その結果、海南の植林地の再生案が起草され、現在、関係するス テークホルダーによるレビューが行われているところです。
- TFTは現在、APP中国林業部の総合的な方針案を作成しているところです。これが完成 すれば、新森林保護方針や責任ある原料調達および加工方針(RFPPP)など、持続可能 な発展の環境・社会・経済面に関するすべての方針が統一されることになります。
- TFTはAPP林業部と紙パルプ工場の詳細なギャップ分析報告書を完成させました。ギャッ プ分析の結果は、現在APP中国林業部によってレビューや作業が行われている中国の行 動計画の作成にあたって活用されました。

スコーピング:環境アセスメントなどを行う前にその項目や方法を公開して、広く意見を求めること。公開討論 会、ヒアリング、アンケートなどが含まれる。







· 3章

【添付A:森林保護方針】

APPの森林保護方針の適用対象:

- 1. インドネシアのAPPとその原料供給会社
- 2. 中国を含むAPPの工場で利用されるすべてのインドネシア産の木材原料
- 3. 今後のすべての事業拡張計画

保護価値の高い森林と高炭素貯蔵林:

遵守方針1:

APPとその原料供給会社は、独立したHCVおよびHCSアセスメントによって森林に覆われていないと特定された土地のみを開発します:

- 2013年2月1日以降、HCVおよびHCSアセスメントが完了するまでの間、自然林の伐採は全面的に中止されました。今後共、森林と特定された土地での伐採は行いません。
- APPはすべてのサプライチェーンの初期アセスメントを実施しましたが、これまでAPPに天然林材を供給してきたコンセッションでのHCVおよびHCSアセスメントに重点を置いています。ここで特定されたHCVおよびHCS地域は、保護されることになります。
- 森林被覆の地域と質の特定に向け、HCS作業が開始されました。現地作業による裏付けられた衛星データの解析を通じ、保護されるべき地域や、植林地として開発できる低炭素地域が特定されることになります。
- HCS手法は、自然林と小径木や低木あるいは草しか生えていない荒廃地とを識別します。 衛星画像と現地分析とを組み合わせ、植生を6種類の階層に分類(層化)します。インド ネシアではその基準は、高密度森林(HK3)、中密度森林(HK2)、低密度/古い再生林 (HK1)、古い低木/再生林(BT)、若い低木(BM)、開墾地/空地(LT)とされています。 HCSに関するAPPの閾値は、古い低木地(BT)の区分です。
- APPのサプライチェーン内の自然林で2013年2月1日以前に伐採され、貯木場などに置かれている既存の丸太については、当社工場で利用されることになります。低木地など、森林でない土地で収穫された木材原料についても、当社パルプ工場で利用されます。
- これらの誓約を遵守していないことが判明した供給会社については、APPはすべての購入を取り止め、その他の契約を破棄する所存です。
- これらの誓約はTFTの監視下にあります。APPは独立した第三者監視機関による履行状況の検証を歓迎します。

保護価値の高い森林と高炭素貯蔵林:

遵守方針2:

APPは、インドネシア政府の低炭素排出開発目標と温室効果ガスの排出削減目標を支持し ます。これらは以下の取り組みによって達成されます。

SRV2020

- HCVFおよびHCS林の保全に関する誓約の一環として、泥炭林地を保護します。
- 泥炭地内での温室効果ガスの排出を削減・回避するため、最善慣行管理を採用します。 その実現に向けた一歩として、泥炭地における原料供給会社の未開発コンセッション内で は、泥炭地の専門家の意見を含む独立したHCVF評価が完了するまで、運河その他のイ ンフラ作業は行いません。

社会およびコミュニティとのかかわり:

遵守方針3:

サプライチェーンにおける社会的紛争の回避・解決に向け、APPは市民団体を含む広範囲 なステークホルダーの意見やフィードバックに積極的に耳を傾け、取り入れながら、以下の一 連の原則を実行していきます。

- 先住民族や地域コミュニティのFree and Prior Informed Consent(十分に情報を与えられ た上での自由意志に基づく事前の合意、FPIC)
- 苦情への責任ある対応
- 責任ある紛争解決
- 地域、国内、国際的なステークホルダーとのオープンかつ建設的な対話
- コミュニティ開発プログラムの積極的推進
- 人権の尊重
- 従業員の権利の尊重
- すべての関連法および国際的に認められた認証制度の規定・基準の遵守

APPは、新たな植林開発が計画される場合、慣例上の土地の権利を含む、先住民族や地 域コミュニティの権利を尊重します。 APPはこの誓約に基づき、独立したHCVF評価を尊重す るとともに、ステークホルダーと協議してFPICを実践するための追加措置を講じます。APPは、 NGOその他のステークホルダーと協議し、FPICや紛争解決に関する手順および方法を国際 的な最善慣行に準拠させています。

第三者供給会社

遵守方針4:

世界中から木材原料を調達しているAPPは、この調達活動によって責任ある森林管理に貢 献するための手段を推進していきます。



【 添付B:手順と方法】

SRV2020

APPはTFTの協力を得て、以下の手順と方法を策定しました。これらの手順はAPPのウェブサイトに掲載されています:

- 自然林の伐採の中止に関する手順;
- 新たな土地の開発に関する手順;
- FCPの実施の監視に関する行動規範;
- FCPの実施に関する苦情処理手順;
- 紛争解決の手段と手法

こうした手順の詳細については、APPにお問い合わせください:

Email: <u>sustainability@app.co.id</u>
Website: www.asiapulppaper.com.

【添付C: 苦情処理とモニタリングに関する情報】

APPは独立した立会人やステークホルダーの皆様による当社の苦情処理やモニタリングへの参加を奨励しています。詳しくは、下記までご連絡ください:

通話料無料ダイヤル: 0800 1 401471

Fax: +6221-316 2617

PO-Box: 6604/JKPWK, Jakarta 10350c

Email: sustainability@app.co.id



